附則別表第八　削除

附則別表第十

平成二十五年度における基準財政収入額の算定方法の特例（附則第十八条算式の符号α及びβ関係）

市　名	α	β
宇都宮市	1.3554	1,995.8
川口市	0.2029	1,753.8
相模原市	0.2115	2,397.2
長野市	0.4106	4,980.2
岡山市	1.3554	5,497.2
熊本市	0.2946	3,266.3
宮崎市	0.3374	2,558.7

附則別表第十三

⑴　道府県の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.30未満のもの	1.150	0.299
同上0.30以上0.40未満のもの	1.840	0.092
同上0.40以上0.50未満のもの	2.990	−0.368
同上0.50以上0.60未満のもの	4.370	−1.058
同上0.60以上0.70未満のもの	5.980	−2.024
同上0.70以上0.80未満のもの	7.820	−3.312
同上0.80以上のもの	12.880	−7.360

⑵　市町村の補正指数に係る率等（附則第十九条の十六関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.475	0.190　(0.608)
同上0.10以上0.20未満のもの	0.665	0.171　(0.589)
同上0.20以上0.30未満のもの	0.950	0.114　(0.532)
同上0.30以上0.40未満のもの	1.330　(1.520)	0.000　(0.361)
同上0.40以上0.50未満のもの	2.090　(2.470)	−0.304　(−0.019)
同上0.50以上0.60未満のもの	3.230　(3.610)	−0.874　(−0.589)
同上0.60以上0.70未満のもの	4.560　(5.130)	−1.672　(−1.501)
同上0.70以上0.80未満のもの	5.700　(6.460)	−2.470　(−2.432)
同上0.80以上0.90未満のもの	5.890　(7.410)	−2.622　(−3.192)
同上0.90以上1.00未満のもの	5.890　(7.410)	−2.622　(−3.192)
同上1.00以上のもの	5.890　(7.410)	−2.622　(−3.192)
指定都市にあつては、括弧内の率等とする。		

附則別表第十一の次に次のように加える。

附則別表第十四

沖縄県の市町村に係る乗率（附則第二十条関係）

市町村名	級地による補正率ア	級地による補正率イ
石垣市	9.332	3.299
宮古島市	7.387	2.580
伊江村	5.367	1.843
渡嘉敷村	5.367	1.843
座間味村	5.367	1.843
粟国村	5.367	1.843
渡名喜村	5.367	1.843
南大東村	11.277	4.018
北大東村	11.277	4.018
伊平屋村	5.367	1.843
伊是名村	5.367	1.843
久米島町	5.367	1.843
多良間村	9.332	3.299
竹富町	11.277	4.018
与那国町	11.277	4.018

別表第一を次のように改める。

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

⑴　都道府県分

経費の種類	測定単位	補正率等	
一　警察費	警察職員数	段階補正	
		測定単位の数値が3,059人以上のもの	
		3,059人	1.00
		3,059人を超え5,000人までの数	0.97
		5,000人を超え10,000人までの数	0.97
		10,000人を超え20,000人までの数	0.92
		20,000人を超える数	0.93
		測定単位の数値が3,059人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		3,059人に満たない数が1,059人までの数	0.02
		同上1,059人を超える数	0.09